

## 第4章 今後の各職業能力開発機関の果たすべき役割



## 第4章 今後の各職業能力開発機関の果たすべき役割

### 4-1 能力開発研究センターの役割

#### 4-1-1 ガイドラインの整備

知的財産戦略に関しては総務省を始め文部科学省、経済産業省などが積極的な取り組みを行っており各ガイドライン等が整備されている。

特に教育機関を抱える文部科学省が教育分野では先行しているといえる。（「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」の出版等、周知や広報について積極的な取り組みを行っている。）

このような状況下、特に教育訓練を実施する観点から訓練内容及び成果物については知的財産権と直接的・間接的に関わるものが多くあり、今後、ガイドラインの整備を通して具体的な指針を示す必要がある。

整備に当たっては、専門家や関係者による研究会を設置し専門的見地からの指摘による取り組みが望ましい。

#### 4-1-2 研修、教材開発

今回の調査では各職業能力開発施設より、研修機会の提供や教材、情報の提供の要望が多く寄せられた。

このことを受け、能力開発研究センターにおいては、今後、関連分野の教材開発を積極的に進めると共に、職業能力開発総合大学校において行う指導員研修カリキュラムに知的財産権に関する講座の新設や強化を含めた検討を行う必要がある。

また、教材開発については、指導員向け教材のみならず受講生（訓練生）に対する教育・啓蒙を目的とした訓練教材の開発も必要である。

これら一連の教材は、関連する法律との整合性が求められるため、内容の見直しについては、速やかに対応できるような体制の整備も必要である。

#### 4-1-3 運用状況把握

各職業能力開発施設での取り組み状況を正しく把握し、全体としてのコンプライアンスを維持、担保するために運用状況を正しく把握し、必要な措置を講ずる体制作りが重要である。

そのため、ガイドラインにはできるだけ統一した管理・運用手順及び必要書類などを記載し効率的に状況把握が可能な工夫をする必要がある。

状況を把握する手法としては、アンケート調査とともに、直接現場を視察するヒアリング調査を併用することが望ましい。

#### 4-1-4 広報・周知の徹底

能力開発研究センターでは従来より研究成果の公開、広報を積極的に進めてきたが、知

的財産権に関する成果や情報提供についても積極的に公開、広報、周知を図る必要がある。

それとともに、将来的には「問い合わせ窓口」機能の提供による双方向性を強化する必要がある。

#### 4-2 職業能力開発組織や施設の役割

今後、各職業能力開発施設にあっては知的財産権に係るガイドラインに沿った様々な対策を講ずる必要が生ずるものと推測される。特に実施機関としての高いコンプライアンス意識が求められる。そして研修会を通して、より一層知的財産権に関する意識を高め正しい運用を行うと共に担当職員の正当な評価システムも併せて構築することが肝要である。

そのためにはまず、管理職の意識改革が重要であり、知的財産権の管理についての知識やスキルが必要である。

また、受講生（訓練生）に対する当該知識、スキルの向上を目指すための取り組みを心がけなければならない。

#### 4-3 指導員の役割

指導員は、なによりも高いモラルが求められる。効率性を重んずるあまり知的財産権に関する取り組みが後回しになってはならない。そのためにも組織全体で取り組むことが必要となる。

また、教材作成や既著作物の活用については具体的な手順や範囲、関係する法律等について正しい知識とスキルを持つことが求められる。

個々人が高いモラル意識を持つことにより指導員マインドも向上し受講生（訓練生）に対しても正しい教育訓練や啓蒙ができるといえる。

これらの取り組みにより、知的財産権に関する周知が図られ、受講生（訓練生）や地域社会からも先導的な役割及び信頼される指導員としてより高い評価を得ることが期待できる。